

# 北十勝2町環境衛生処理組合 一般廃棄物ごみ処理基本計画

## 概要版

令和5年3月

北十勝2町環境衛生処理組合



## 第1編 一般廃棄物ごみ処理基本計画策定の基本的

### 基本的事項

#### 1. 計画策定の目的

今後15年間にわたる生活系、事業系ごみについて収集運搬から最終処分に至るまでの基本的方針と施策の方向性を示し、町民、事業者、行政が協働・連携し、一体となった持続可能な「循環型社会」の実現を目的にするとともに、最終処分場の拡張整備に向けた基本的事項を定める目的により策定する。

#### 2. 対象廃棄物

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に係る基本計画を対象とし、家庭生活に伴って排出される生活系ごみと産業廃棄物を除く事業系ごみの「一般廃棄物」を本計画の対象とする。

#### 3. 計画期間

令和5年度を初年度として計画目標年度を令和19年度とする。

なお、廃棄物に関する社会情勢等の諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2編 ごみ処理基本計画

### 基本方針

「第6期上士幌町総合計画」及び「士幌町第6期町づくり総合計画（後編）」におけるごみ処理に関する基本目標を実現するため5つの基本方針を定める。

基本理念・基本方針に基づいて施策を推進することで、ごみ処理課題を解決するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していく。



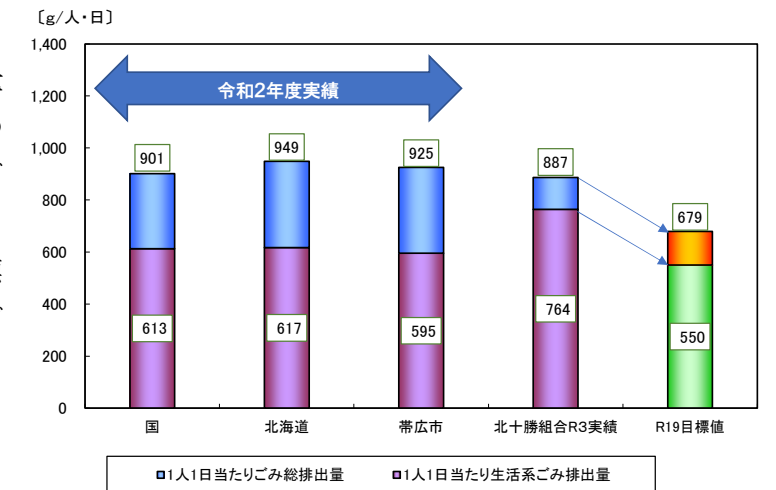
### 基本目標

国や北海道が示す一般廃棄物の減量化の方針等を踏まえ、「ごみの発生抑制」「資源化」の視点で基本目標を設定する。

項目		令和3年度実績	計画目標 令和19年度
1. ごみの発生抑制	1人1日当たりごみ総排出量	887g/人・日	679g/人・日
	1人1日当たり生活系ごみ排出量	764g/人・日	550g/人・日
	事業系ごみ排出量	363.77t/年	326t/年(R3に対して10%削減)
2. 資源化	リサイクル率	31.2%	36.0%

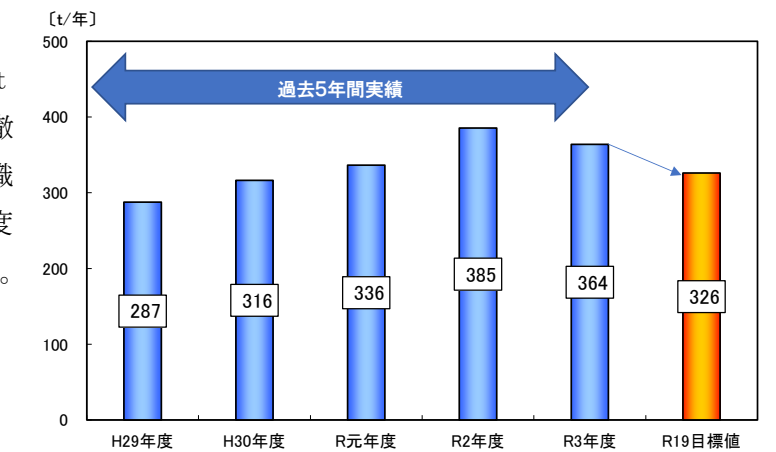
#### 1. 1人1日当たりごみ総排出量

令和3年度の1人1日当たりごみ総排出量は、887g/人・日であるが、集団資源回収の奨励及び回収業者への支援、ごみ分別や生ごみの資源化に向けた支援、ごみの発生抑制と食品ロスへの意識啓発により、排出量の目標値を679g/人・日、1人1日当たり生活系ごみ排出量の目標値を550g/人・日とする。



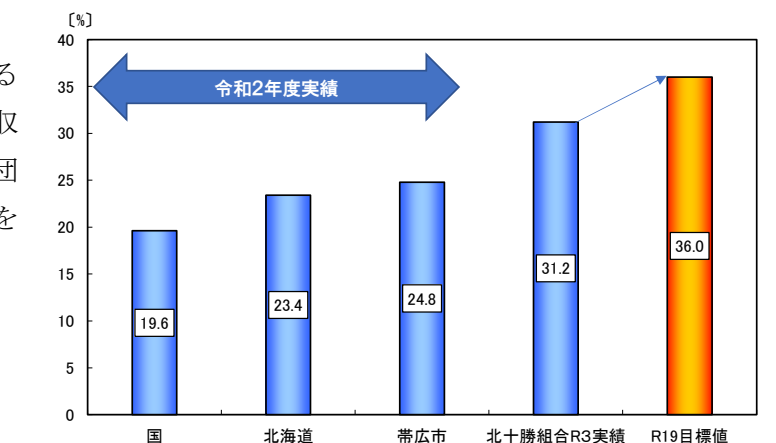
#### 2. 事業系ごみ排出量

令和3年度の事業系ごみ排出量は363.77t/年であるが、各事業所におけるごみ分別の徹底や資源化・発生抑制の取組みに対する意識啓発等により、排出量の目標値を令和3年度の排出量に対し10%削減の326t/年とする。



#### 3. リサイクル率

令和3年度のリサイクル率は、31.2%であるが、ホームページや広報誌を活用し、分別回収の徹底を図るとともに、地域における資源集団回収の取組みを引き続き支援し、目標値を36.0%とする。



## 施策の展開

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの取組みについて、ごみの発生抑制を最優先に位置づけている。

ごみの発生を抑制するには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取り組んでいく必要があるため、それぞれが果たすべき役割にて施策の展開を図る。

区 分	施 策
町民の役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ライフスタイルの転換</li> <li>2. リサイクル活動への積極的参加</li> <li>3. 行政の施策への協力</li> </ol>
事業者の役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製品の製造業者における発生抑制</li> <li>2. 製品の流通・販売業者における発生抑制</li> <li>3. 事業活動全般での発生抑制</li> <li>4. 食品廃棄物の発生抑制</li> <li>5. レジ袋の有料化・梱包の簡素化の推進</li> </ol>
行政の役割	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育・啓発活動の充実</li> <li>2. 生ごみの減量化・資源化の推進</li> <li>3. 廃棄物処理施設の適正な管理・運営への協力</li> <li>4. 多量排出事業者への減量化指導の徹底</li> <li>5. 行政における率先的取組み</li> <li>6. 適正なごみ処理手数料の検討</li> <li>7. 資源集団回収の強化・拡大と資源回収業者への支援</li> <li>8. 不適正処理・不法投棄対策の強化</li> </ol>

## その他ごみ処理に関する事項

ごみ処理施設整備について検討及び施策を講じるものとする。

区 分	施 設	施 策 内 容
ごみ処理施設の整備	再生利用施設	今後も引き続き、構成町において民間業者への委託等により資源ごみの処理を行う。
	本組合の処理施設	令和10年度の広域処理参画に伴い、全てのごみの処理が完了した時点で運転を停止し、構成町と協議を進め、施設の解体に向けた作業（調査設計、解体工事）を進める。
	ごみ中継施設の整備	ごみ中継施設は、令和9年度末の完成を目指し、構成町と協力して整備を進める計画とする。

その他ごみ処理に関する対策及び基本方針について施策を講じる。

項 目	施 策 内 容
1. 不法投棄・不適正処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成町において不法投棄パトロールの継続と推進</li> <li>○町内会、警察等との連携強化</li> <li>○地域一斉清掃等への住民参加の推進</li> <li>○町内会、企業等による清掃ボランティア活動の推進</li> </ul>
2. 在宅医療廃棄物の処理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○注射針等の鋭利な物は、医療機関あるいは患者、その家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。</li> <li>○構成町は、地域在宅医療について医療機関と一緒に支えていくという意識のもと、患者のことを第一に考えた対応を行う。</li> </ul>
3. 感染性廃棄物の処理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成町で策定している新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて行うものとするが、感染性廃棄物の処理については、環境省が作成した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理を行う。</li> </ul>
4. 災害廃棄物対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構成町にて「災害廃棄物処理計画」の策定を行う。</li> <li>○災害時の連絡体制の確立を図る。</li> <li>○国及び道との連携体制を構築する。</li> <li>○防災体制を整備する。</li> <li>○事前広報活動を実施する。</li> </ul>